

参考配布

令和5年5月25日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長

篠崎 拓也

主任中央需給調整事業指導官 渡部 幸一郎

副主任中央需給調整事業指導官 喜多見 靖

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

**派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令
及び労働者派遣事業改善命令について**

標記について、東京労働局において別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行いましたので参考配布いたします。

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年5月25日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 水野 治
	需給調整事業第二課長補佐 竹内 典子
	主任需給調整指導官 茅野 考人
	主任需給調整指導官 内山 剛
	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：辻田 博）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」という。）第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称 株式会社プロフェース・システムズ（代表取締役 田 一輝）
所 在 地 東京都中央区日本橋箱崎町18番11号COSMO8-4階
許可番号 派13-305778（平成26年12月1日許可）
処分内容 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第3のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第2 処分の理由

株式会社プロフェース・システムズは、令和3年5月12日から令和4年3月31日までの間、B社から供給を受けた労働者を、さらに請負と称する契約の下、A社に供給し、86人日に渡りA社の指揮命令の下で労働に従事させたものであり、法定の除外事由なく労働者供給事業を行い職業安定法第44条に違反したこと。

第3 労働者派遣事業停止命令の内容

令和5年6月1日から令和5年6月30日まで（1カ月）の間、労働者派遣事業を停止すること。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 すべての労働者派遣事業、請負事業、出向等について、労働者派遣法及び職業安定法の規定に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

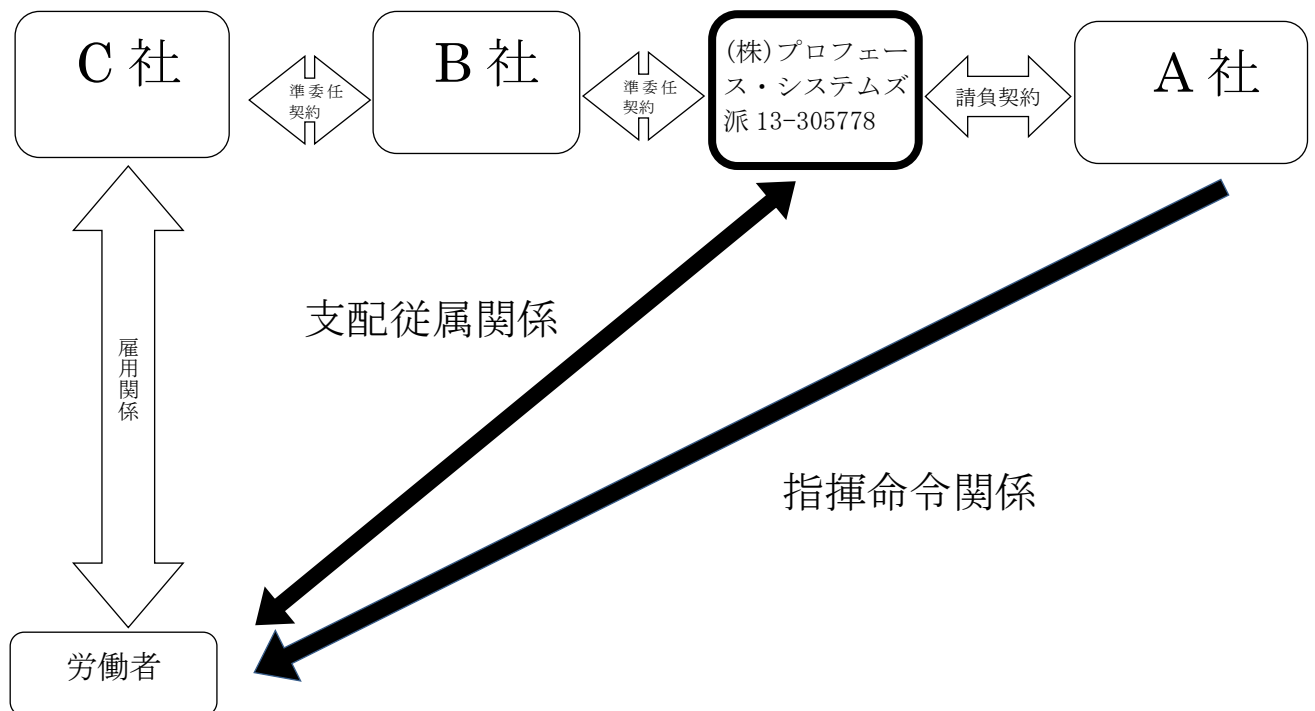
○ 職業安定法第44条

- 2 上記1の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 職業安定法、労働者派遣法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

【 事案の概要図 】



○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（定義）

第4条

第1項～第7項（略）

第8項 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

第9項～第13項（略）

（労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

（昭和60年法律第88号）（抄）

（許可の取消し等）

第14条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するとき
は、第5条第1項の許可を取り消すことができる

1 （略）

2 この法律（第23条第3項、第23条の2、第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3～4 （略）

第2項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するとき、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（改善命令等）

第49条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働

者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2項（略）

（権限の委任）

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第2項（略）

第59条第1項 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

1～3（略）

4 第14条第2項の規定による処分に違反した者

第60条第1項 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

1 第49条の規定による処分に違反した者

2（略）